

【投信調査室コラム】

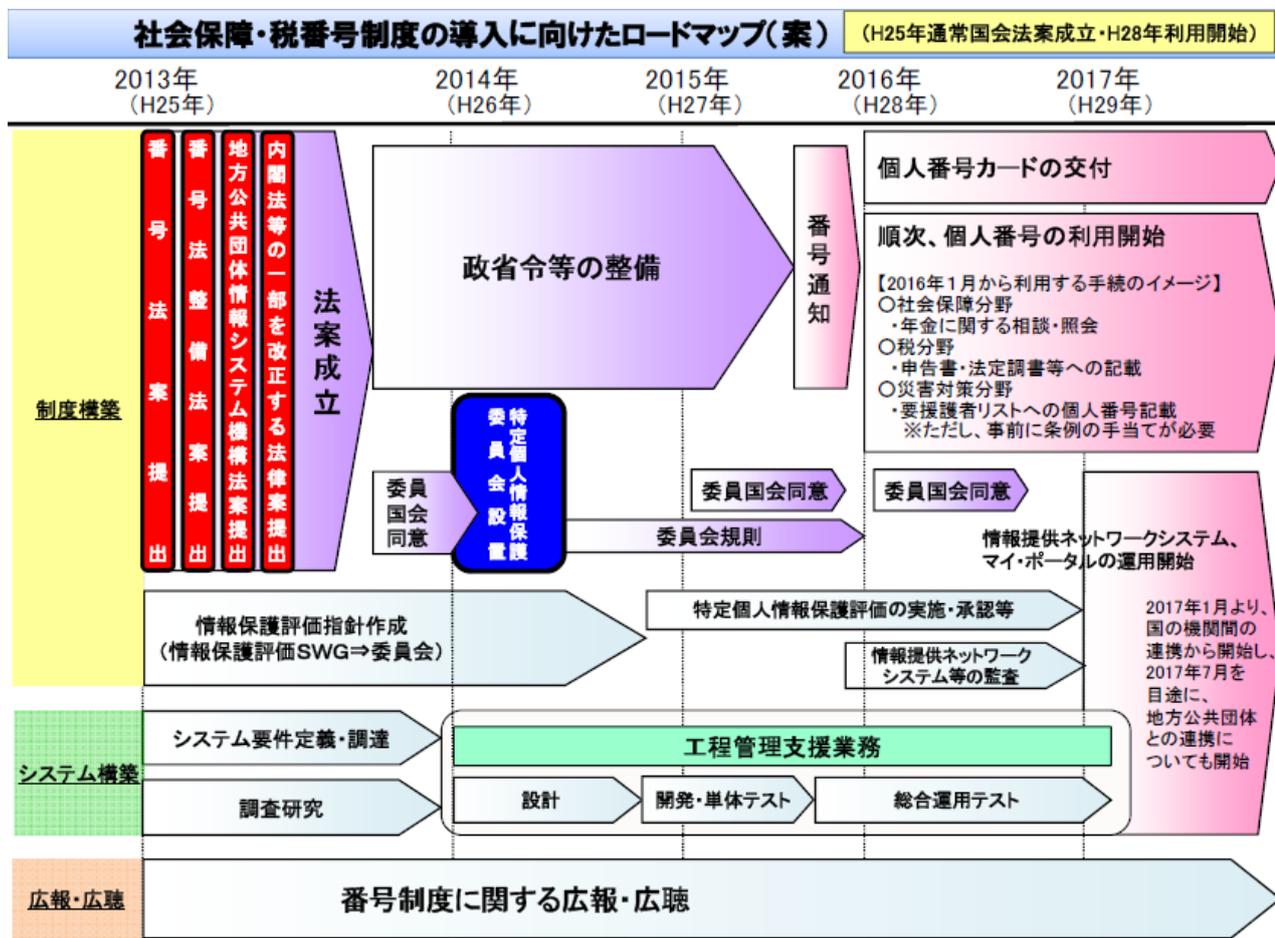
日本版ISAの道 その11

マイナンバー法案が衆院で可決! 今後、ISA口座開設・維持が容易になり、取引金融機関を変更できる可能性。

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

**2013年5月9日、マイナンバー法案が衆院本会議で可決! ISA口座にも影響あり!!**

2013年5月9日(木)午後1時過ぎ、衆院本会議において「社会保障・税の共通番号法案(マイナンバー法案)」が可決された。参院での審議を経て、今国会で成立する可能性が高い。法案が成立すれば、政府は2015年秋(10月頃)から各個人に番号を通知、2016年1月から利用を開始する。申請した個人に番号や氏名、住所、顔写真などを記載したICカードも交付する(下記の内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を参照のこと)。



(出所: 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」より)

マイナンバー制度は国民に番号を振り年金や健康保険などの社会保障給付と納税を1つの番号で管理する制度だ。政府は、社会保障給付申請や税金確定申告で添付している住民票や所得証明書などが不要となるという。国民に番号を振るという点で2003年から発行されている「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)-住民基本台帳カード(住民票コード)」に似る。ただ、こちらは市町村が番号を振るもので、市町村を超える転居で番号が変わる(\*マイナンバーは変わらない)。不参加の市町村があるほか、漏洩事件もあり、その普及率は約5%しかない。

マイナンバー制度による影響は日本版ISAにも及ぶ。現在、口座を開設するには金融機関に行って、「非課税適用確認申請書 兼 非課税口座開設届出書」を提出するが、その前に「本人確認書類」及び「基準日時点の住所を証する住民票の写し」を準備する必要がある。この基準日は2013年1月1日現在、2017年1月1日現在、2021年1月1日となっており、その時点での住民票が必要となる。もしも基準日より後に転居して住民票を移している場合は引越し前の市町村区の窓口で「住民票の除票の写し」を(郵送)請求する必要もある。ただ、金融機関によっては投資家から委任状を受け取り、それを金融機関自らが代行取得する、もしくは、金融機関が取得代行業務をする業者に委託することとなる。この場合は金融機関などにはそれ相応のコストがかかる。それがこのマイナンバー制度により、簡単に日本版ISA口座が作れることになる。

日本版ISAの「非課税適用確認書の交付申請書」の提出期間と勘定設定期間と基準日

	「非課税適用確認書の交付申請書」の提出期間	勘定設定期間	基準日 (この日の住所地を証する 住民票の写し等を添付)
第一期 勘定設定期間	2013年(平成25年)10月1日 ～ 2017年(平成29年)9月30日 の4年間	2014年(平成26年)1月1日 ～ 2017年(平成29年)12月31 日の4年間	2013年(平成25年)1月1日
第二期 勘定設定期間	2017年(平成29年)10月1日 ～ 2021年(平成33年)9月30日 の4年間	2018年(平成30年)1月1日 ～ 2021年(平成33年)12月31 日の4年間	2017年(平成29年)1月1日
第三期 勘定設定期間	2021年(平成33年)10月1日 ～ 2023年(平成35年)9月30日 の2年間	2022年(平成34年)1月1日 ～ 2023年(平成35年)12月31 日の2年間	2021年(平成33年)1月1日

(出所: 2013年度税制改正法より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

共通番号という、最も歴史のあるのが米国である。既に、1936年から「社会保障番号(Social Security Number/SSN)」として実施、米国で年金や医療などの社会保証や納税、銀行口座開設や直販投信購入などでも、身分証明として幅広く使われている。



(米国の「社会保障番号(Social Security Number/SSN)カード」)

次に歴史のあるのがスウェーデンで1947年から個人識別番号(PIN)を導入している。最近では2009年にドイツが「税務識別番号」制を導入した。尚、ISA本家である英国では1948年に国民保険番号(National Insurance number/NINO)を導入しており、米国同様、色々と使われており、英国版ISAでもこれを使い簡単にISA口座が作れるのだ。

[参考ホームページ]

衆議院「第183回国会議案 閣法(内閣提出法律案) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」…「 [http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_gian.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm) 」、内閣官房の国会提出法案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(番号法案)」

「 <http://www.cas.go.jp/jp/houan/183.html> 」、米国の社会保障局(The United States Social Security Administration/SSA)…「 <http://www.ssa.gov/> 」、英国政府の「National Insurance」…

「 <https://www.gov.uk/national-insurance/your-national-insurance-number> 」。

## マイナンバー制度で日本版ISAの取引金融機関が年1回、変更できるようになる？

共通番号法案(マイナンバー法案)の日本版ISAへの影響は以上だけではない。「マイナンバーを利用することで、複数の金融機関に口座を分散させた場合にも限度額を正確に管理することが可能」(2012年11月20日付ジャパン・タックス・インスティテュート)となり、名寄せの必要性が低下し、複数の金融機関で日本版ISAができる可能性がある(「日本版ISAの道 その5」参照)。野村総合研究所「金融ITフォーカス2013.4」には金融庁総合政策室油布志行室長による「2年目以降になってくると取引金融機関を変えたいという投資家のニーズは必ず出てくると思います。これは大きな課題だと思っていますし、今年の夏以降の税制改正で、金融機関の変更ができるように要望していくことになると思います。『手続きが面倒』のうち大きな比率を占めるのが、口座開設申請時に住民票等が必要である点だと思っています。これは口座の二重開設を防ぐにはどうしても必要な書類です。ただし、マイナンバー法案が今国会に提出され、無事に可決・成立、施行されれば、理論上は、こうした書類は必要でなくなるはずだと考えています。」と言う話も出ていた。

2013年5月2日にかけては日本版ISAの取引金融機関が2015年1月から年1回、変更できるようにするという報道が複数のメディアより出されていた。まず2013年4月30日付日本経済新聞朝刊1面に出ていた「金融庁は、2014年に始まる少額投資非課税制度(日本版ISA)で、非課税となる口座を投資家が変わえられるようにする方針だ。現在の仕組みでは一度、非課税の口座を設けると金融機関を変えられない。2015年にも非課税口座の切り替えを可能にし、新制度の普及をめざす。金融庁は今夏の税制改正要望に盛り込む。日本版ISAでは非課税口座は一投資家あたり一口座のみ。新たな仕組みでは、ある金融機関で非課税枠の口座を開いた後で、別の金融機関が販売する投資信託を購入したくなったときに、口座を切り替えられる。ただ、非課税口座の変更は年1回までにする方向だ。」である。さらに2013年5月2日付時事通信に出ていた「公社債や公社債投資信託を対象商品に追加する方向で検討に入った。また、1人の投資家が複数の金融機関に専用の非課税口座を開くことも認める。投資対象を広げて制度を使いやすく、普及を促す。いずれも、夏にまとめる14年度税制改正要望に盛り込む方針。国債などの追加は16年、複数口座の容認は15年の実施を目指す。」である。

上記の4月30日付日本経済新聞の「現在の仕組みでは一度、非課税の口座を設けると金融機関を変えられない。」とある。これはより正確に言うと、「勘定設定期間内には、非課税口座を開設した金融機関の変更・追加は出来ない。」だ。2013年3月30日に交付された税制改正法令には「居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないものとし、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとする。」とある。こうして「一度開設した専用口座は以後4年間移管できない」(2013年4月3日付東洋経済オンライン)、「4年間は他の金融機関に移管できない。」(2013年4月8日付エコノミスト臨時増刊)となる。「4年間」とは第一期と第二期の勘定設定期間で、第三期は2年間となっている(前頁テーブル参照)。ただ、ある金融機関に開設した非課税口座を非課税口座廃止届出書で解約(閉鎖)、その後、別の金融機関で非課税口座を新たに開設する事が出来そうである。だが、これも税務署の発行する「非課税適用確認書は1回のみ発行になる」(金融ITフォーカス2013.4)ということから金融機関の変更を不可能としている。つまり今後、税務署が年1回、非課税適用確認書を発行すれば可能となるということだ。

上記の5月2日付時事通信には「夏にまとめる14年度税制改正要望に盛り込む方針。国債などの追加は16年、複数口座の容認は15年の実施を目指す。」とある。この2014年度(平成26年度)税制改正要望は2013年8月終わりから9月にかけて金融庁より公表される見込みである(\*平成25年度…2012年9月7日公表、平成24年度…2011年9月30日公表、平成23年度…2010年8月30日公表、平成22年度…2009年8月31日公表)。

ただ、マイナンバーについて、法案が成立しても、2015年秋(10月頃)から各個人に番号を通知、2016年1月から利用を開始するわけで、「複数口座の容認は15年の実施を目指す」は難しいのかもしれない。

[参考ホームページ]

ジャパン・タックス・インスティテュート「金融税制・番号制度研究会 金融所得一体課税とマイナンバー制度の推進」  
…「<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>」、国際投信投資顧問「日本版ISAの道 その5 3月末までに日本版ISA関連立法が成立する見通し ～政省令の公布も踏まえ、今後のISA動向を確認～」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130325.pdf>」、野村総研「金融ITフォーカス2013.4」…

「[http://r31.smp.ne.jp/u/No/165857/e5H9d9eId5d9\\_1904/201304\\_ISA.html](http://r31.smp.ne.jp/u/No/165857/e5H9d9eId5d9_1904/201304_ISA.html)」、日本経済新聞朝刊1面/日本経済新聞電子版2013年4月30日付「少額投資非課税制度、金融機関変更可能に 金融庁15年にも」…

「[http://www.nikkei.com/article/DGXNASDF27007\\_Z20C13A4MM8000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASDF27007_Z20C13A4MM8000/)」、2013年3月30日付公布税制改正法令/平成25年3月30日付(特別号外 第6号)…「<http://kanpou.npb.go.jp/>」、2013年4月3日付東洋経済オンライン…「<http://toyokeizai.net/articles/-/13521>」、2013年4月8日付 エコノミスト臨時増刊…

「<http://mainichi.jp/>」、財務省「2010年度税制改正法の日本版ISAの非課税口座廃止届出書について」…

「[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/04\\_P103\\_147.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/04_P103_147.pdf)」

(\*2013年度税制改正法でも変わっていない)。

以上  
(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISAに関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。